

証券コード 3733
平成26年1月8日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号
株式会社ソフトウェア・サービス
代表取締役社長 宮 崎 勝

第45回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年1月23日（木曜日）午後6時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成26年1月24日（金曜日）午前11時 |
| 2. 場 所 | 大阪市淀川区宮原四丁目2番30号
当社本社ビル 2階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第45期（平成24年11月1日から平成25年10月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.softs.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成24年11月1日から
平成25年10月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、平成24年12月以降の新政権下での金融政策、経済成長戦略への期待から円安の進行・株価の上昇等、景気回復の期待感が高まりました。一方で、長期化する欧州債務危機や新興国経済の減速等の影響を受け、企業を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況で推移しました。

医療業界におきましては、平成24年度診療報酬と介護報酬の改定が実施されました。前回に引き続きプラス改定でありましたが、医療を取り巻く財政は厳しい状態が続いており、そのような状況下で病院・病床機能の分化、地域連携の強化や在宅医療の充実等を通じて、医療機関は効率的で質の高い医療の提供が求められております。

当社はこのような環境の中、医療の効率化や品質向上、地域連携に不可欠な統合系医療情報システムである電子カルテシステムの開発・販売を中心に、全国へ事業展開し、東西エリア担当が各地域へのきめ細かい営業活動を効率的にかつ積極的に行い、受注を獲得してまいりました。

当社の強みである、営業強化・製品拡充に繋がる既存顧客とのコミュニケーションにつきましては、取り組み事例の発表等、顧客病院同士での情報交換を目的とする「SSユーザー会」(第9回・164病院500名参加)、看護系システムを使用する看護職同士の情報交換を目的とする「SSユーザー看護部会」(第7回・127病院253名参加)、実際にシステムを管理する担当者が参加する「SSユーザーシステム管理者部会」(第4回・159病院303名参加)が平成25年8月に開催され、活発な意見交換が行われました。

また、平成25年2月と平成25年7月にはシステム管理者スキルの向上を目的として「システム管理者研修」をシステム管理者を対象に開催いたしました。そして、平成25年5月にはクリティカル・パスの推進を目的として第2回目となる「フレキシブルパス勉強会」を医師・看護師・システム管理者を対象に開催し、システムの有意義な活用につながるよう病院担当者への利用方法の紹介、運用事例の発表が行われました。

市場では、医療業界のシステム投資意欲は回復傾向にあるものの、市場における有力企業数社の競争は激しさを増しております。この結果、売上高は10,128百万円（前年同期比4.3%減）、受注高は10,152百万円（同30.0%増）、受注残高は5,121百万円（同115.6%増）となり、利益面におきましては営業利益2,337百万円（同3.7%減）、経常利益2,393百万円（同1.8%減）、当期純利益1,482百万円（同6.1%増）となりました。

部門別の事業の状況

品目別販売実績

品 目	金 額	構 成 比
	千円	%
ソ フ ト ウ ェ ア	4,217,875	41.6
ハ ー ド ウ ェ ア	3,188,787	31.5
保 守 サ ー ビ ス	2,721,898	26.9
合 計	10,128,561	100.0

② 設備投資の状況

当事業年度は、3,618百万円の設備投資を行いました。その主なものは、「新本社ビル（仮称）」（平成26年7月竣工予定）の新設にかかるものであります。

なお、所要資金につきましては、すべて自己資金にて充當いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第42期 平成22年5月1日から 平成23年4月30日まで	第43期 平成23年5月1日から 平成23年10月31日まで	第44期 平成23年11月1日から 平成24年10月31日まで	第45期 (当事業年度) 平成24年11月1日から 平成25年10月31日まで
売 上 高(千円)	7,618,759	4,325,454	10,586,421	10,128,561
経 常 利 益(千円)	1,360,511	892,554	2,438,154	2,393,920
当 期 純 利 益(千円)	797,011	522,429	1,398,159	1,482,881
1株当たり当期純利益(円)	149.34	97.89	264.09	280.49
総 資 産(千円)	9,502,099	9,062,355	10,615,450	11,483,084
純 資 産(千円)	7,346,859	7,601,472	8,757,684	9,940,621

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。
2. 第43期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成23年5月1日から平成23年10月31日までの6ヶ月間となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
記載すべき重要な子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主力製品のひとつである電子カルテシステムは、緩やかではありますが着実に導入医療機関数を伸ばしてきております。一方、人口の減少と急速な少子高齢化が進む中で、社会保障費は大きな社会問題となっており、中でも医療費の抑制及び適正化は急務となっております。医師不足問題が深刻化する等、医療機関を取り巻く環境は厳しさを増していくと思われ、一層の経営効率化と安心かつ質の高い医療サービスの提供が求められており、国民理解のもと、今後ますます電子カルテシステム等の統合系医療情報システムは必要不可欠となつてまいります。そのため新規参入企業の増加も予想されますが、競争力の差は導入実績によって顕著化しており、有力企業による競争が一層激しくなっていくものと思われま

す。当社といたしましてはこのような状況を踏まえ、お客様のシステム化ニーズをいち早く捉え満足を提供できる新システムの開発、ユーザーコミュニケーションを通じて緊張感のある共存共栄の関係構築を目指し、ユーザーと共有する場の密着度を上げる工夫をすることで、柔軟性及び競争力をさらに高め、営業力強化にも繋げてまいります。

電子カルテシステム導入医療機関等が他社システムへ乗り換えるリプレイス市場拡大も見据え、2020年には確固たる立場を確保するため、以下の対処すべき課題に取り組む所存であります。

① システム開発

当社は創業以来、医療現場での意見・ノウハウをシステムに反映し、医療の中心となる医事会計システム、オーダーリングシステム、電子カルテシステムと約45のサブ（部門）システムを自社で開発してまいりました。今後も、医療機関のニーズを元に常にバージョンアップを繰り返し、既存機能の向上はもとより、新版電子カルテシステムの開発・拡充を強化してまいります。

② 顧客との関係強化

システム導入後の既存ユーザーに対しても営業的フォローを継続し、リプレイスの要望や、当社システム・サービスへの新たなニーズを的確に捉え、ユーザーと緊張感のある共存共栄の関係構築を目指してまいります。また、有意義な情報発信及び情報収集を通して、より緊密な関係を構築し、ユーザーの良きパートナーとしての地位を確立してまいります。その結果、新規顧客の獲得につなげてまいります。

③ システム導入の効率化

受注（営業）から保守業務に至るまで標準化及び効率化に取り組んでおります。今後増加していくユーザーに対し、より一層質の高いサービスを提供し、顧客満足度を向上させるために、社内における各セクション間の連携強化を図り、生産性の高い体制、組織の構築に取り組んでまいります。

④ 人員の増強及び継続的な教育

当社では、今後の事業拡大及び技術革新に対応できる優秀な人材を継続的に確保し、育成していくことが重要であると認識しております。新規学卒者の採用を中心に、適宜キャリア採用も行いながら、引き続き人員増強を行ってまいります。また、各社員の業務、立場等に応じたカリキュラムを提供できる体系的な教育プログラムを構築し、OJTとの組み合わせにより各社員の能力向上を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年10月31日現在）

当社は、医療機関（主として病院）向けに各種アプリケーション・ソフトウェアの開発・販売・導入指導・保守等を行っております。

(6) 主要な営業所（平成25年10月31日現在）

本店 大阪市淀川区西宮原一丁目7番38号
本社 大阪市淀川区宮原四丁目2番30号
東京オフィス 東京都港区浜松町一丁目24番8号 オリックス浜松町ビル3階

(7) 従業員の状況（平成25年10月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
754名	(増) 111名	29.9歳	5.0年

- (注) 1. 上記従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数増加の内訳は、主に定期採用による新卒者であります。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(平成25年10月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 21,952,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,488,000株 |
| (3) 株主数 | 2,055名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮 崎 勝	2,451,300株	46.37%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	242,900	4.59
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	200,000	3.78
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカン クライアント	181,400	3.43
ゴールドマン・サックス・アンド・ カンパニーレギュラーアカウント	150,383	2.84
津 野 紀 代 志	150,000	2.84
上 野 千 恵 美	84,700	1.60
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド ビービー オムニバス クライアント アカウント	74,500	1.41
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	59,900	1.13
ザ チェース マン ハッタン バンク 3 8 5 0 3 6	49,800	0.94

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を201,186株保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成25年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 崎 勝	
常務取締役	大 谷 明 広	
取 締 役	御 船 健 一	技術開発部長 兼 新規開発室長
取 締 役	伊 藤 純一郎	経営管理部長 兼 人財部長
常勤監査役	大 都 城 郁	
監 査 役	津 野 紀代志	公 認 会 計 士
監 査 役	前 川 宗 夫	弁 護 士

- (注) 1. 監査役大都城郁、同前川宗夫の両氏は、社外監査役であります。
 2. 監査役前川宗夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査役大都城郁、同津野紀代志の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役大都城郁氏は、長年にわたる経理・財務業務等の豊富な経験を有しております。
 ・監査役津野紀代志氏は、公認会計士の資格を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (-)	54,660千円 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	14,100 (10,500)
合 計	7	68,760

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成13年7月25日開催の第32回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成15年7月28日開催の第34回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	大都城 郁	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席し、必要に応じ、経理・財務業務等の豊富な職務経験に基づき発言を行っております。
監査役	前川 宗夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回(100%)、監査役会13回のうち13回(100%)に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	17,500千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	17,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

- ①取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ②取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ③取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- ④取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ②取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ①代表取締役社長は、経営管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。

- ②万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - ③取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
 - ④当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
- (5) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）
- ①代表取締役社長は、内部監査室長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ②リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。
- (6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第5号）
- 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行う。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号）
- ①当社は、監査役職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
 - ②補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第3号）

- ① 監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ① 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

7. 会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

(平成25年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,342,428	流動負債	1,542,463
現金及び預金	2,129,283	買掛金	631,977
売掛金	1,482,525	未払金	256,436
商品	249,475	未払費用	36,861
仕掛品	263,060	未払法人税等	212,166
前払費用	37,352	前受金	173,697
繰延税金資産	58,856	その他	231,324
その他	123,332	負債合計	1,542,463
貸倒引当金	△1,458	(純資産の部)	
固定資産	7,140,656	株主資本	9,912,954
有形固定資産	6,840,251	資本金	847,400
建物	1,043,292	資本剰余金	1,010,800
構築物	15,497	資本準備金	1,010,800
工具器具備品	51,696	利益剰余金	8,303,215
土地	3,715,622	利益準備金	11,735
建設仮勘定	2,014,142	その他利益剰余金	8,291,480
無形固定資産	2,893	別途積立金	3,900,000
ソフトウェア	2,399	繰越利益剰余金	4,391,480
その他	494	自己株式	△248,460
投資その他の資産	297,511	評価・換算差額等	27,666
投資有価証券	145,165	その他有価証券評価差額金	27,666
関係会社株式	20,000	純資産合計	9,940,621
長期前払費用	610	負債純資産合計	11,483,084
繰延税金資産	112,704		
その他	19,031		
資産合計	11,483,084		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年11月1日から
平成25年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,128,561
売 上 原 価		6,951,836
売 上 総 利 益		3,176,725
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		839,015
営 業 利 益		2,337,709
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,016	
受 取 配 当 金	22,513	
そ の 他	34,090	58,619
営 業 外 費 用		
そ の 他	2,409	2,409
経 常 利 益		2,393,920
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,729	3,729
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	138	138
税 引 前 当 期 純 利 益		2,397,511
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	758,994	
法 人 税 等 調 整 額	155,634	914,629
当 期 純 利 益		1,482,881

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年11月1日から
平成25年10月31日まで)

(単位：千円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	847,400
当期末残高	847,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,010,800
当期末残高	1,010,800
資本剰余金合計	
当期首残高	1,010,800
当期末残高	1,010,800
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	11,735
当期末残高	11,735
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	3,900,000
当期末残高	3,900,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,225,807
当期変動額	
剰余金の配当	△317,208
当期純利益	1,482,881
当期変動額合計	1,165,672
当期末残高	4,391,480
利益剰余金合計	
当期首残高	7,137,542
当期変動額	
剰余金の配当	△317,208
当期純利益	1,482,881
当期変動額合計	1,165,672
当期末残高	8,303,215
自己株式	
当期首残高	△248,460
当期末残高	△248,460

(単位：千円)

株主資本合計	
当期首残高	8,747,282
当期変動額	
剰余金の配当	△317,208
当期純利益	1,482,881
当期変動額合計	<u>1,165,672</u>
当期末残高	<u>9,912,954</u>
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	10,402
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>17,263</u>
当期変動額合計	<u>17,263</u>
当期末残高	<u>27,666</u>
評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,402
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>17,263</u>
当期変動額合計	<u>17,263</u>
当期末残高	<u>27,666</u>
純資産合計	
当期首残高	8,757,684
当期変動額	
剰余金の配当	△317,208
当期純利益	1,482,881
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	<u>17,263</u>
当期変動額合計	<u>1,182,936</u>
当期末残高	<u>9,940,621</u>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 子会社株式

移動平均法による原価法

(ii) その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の営業外損益に計上しております。

② たな卸資産

・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法）

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づいて簿価を切下げる方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 10年～45年

工具器具備品 2年～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約 | 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法） |
| ② その他の受注契約 | 検収基準 |

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年11月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。この変更による当事業年度の損益への影響は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,241,544千円 |
| (2) 国庫補助金の受入れにより、固定資産について直接減額した圧縮記帳累計額 | 建物 9,806千円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- | | |
|--------------|----------|
| ① 営業取引 | 12,685千円 |
| ② 営業取引以外の取引高 | 31,340千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	5,488,000株	一株	一株	5,488,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	201,186株	一株	一株	201,186株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成25年1月25日開催の第44回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 317,208千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 平成24年10月31日
- ・効力発生日 平成25年1月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

- ・配当金の総額 317,208千円
- ・1株当たり配当額 60円
- ・基準日 平成25年10月31日
- ・効力発生日 平成26年1月27日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
未払事業税	20,351千円
未払事業所税	608千円
貸倒引当金繰入超過額	519千円
未払金	38,624千円
前受金	10,832千円
繰延税金資産合計	70,935千円
繰延税金負債	
その他	△12,078千円
繰延税金負債合計	△12,078千円
繰延税金資産の純額	58,856千円

(2) 固定の部

繰延税金資産	
減価償却費償却超過額	74,038千円
一括償却資産償却超過額	821千円
投資有価証券評価損	36,324千円
その他	16,815千円
繰延税金資産合計	127,998千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,293千円
繰延税金負債合計	△15,293千円
繰延税金資産の純額	112,704千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産に限定しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿って与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式・債券・投資信託であり、それぞれ四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブについては、基本的にリスクの高い取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2,129,283	2,129,283	-
(2) 売掛金	1,482,525	1,482,525	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	145,165	145,165	-
(4) 買掛金	(631,977)	(631,977)	-
(5) 未払金	(256,436)	(256,436)	-
(6) 未払法人税等	(212,166)	(212,166)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券及び投資信託については、取引金融機関が提供する時価情報をもとにしております。

(4) 買掛金、(5) 未払金並びに(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 関係会社株式に計上されている非上場株式（貸借対照表計上額20,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,880円27銭

(2) 1株当たり当期純利益

280円49銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年12月9日

株式会社ソフトウェア・サービス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 睦 裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソフトウェア・サービスの平成24年11月1日から平成25年10月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年11月1日から平成25年10月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に依り、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年12月16日

株式会社ソフトウェア・サービス 監査役会

常勤社外監査役 大都城 郁 ㊟

監査役 津野 紀代志 ㊟

社外監査役 前川 宗夫 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第45期の期末配当につきましては、経営基盤の充実強化と、今後の事業展開のための内部留保を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は317,208,840円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年1月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 会社の意思決定を円滑に行うため、現行定款第16条（決議の方法）につきまして、株主総会の特別決議の定足数を緩和する旨を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療情報システムの開発・販売・指導・保守 【新設】 <p>2. 前号に付帯する一切の業務</p> <p>第3条～第15条【条文省略】</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 【新設】</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療情報システムの開発・販売・指導・保守 2. <u>データセンターの運営管理業務</u> 3. <u>電気通信工事業</u> 4. <u>不動産の賃貸及び管理</u> 5. <u>労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業</u> 6. <u>有料職業紹介事業</u> 7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u> <p>第3条～第15条【現行どおり】</p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	みや ぎき まさる 宮崎 勝 (昭和14年1月27日生)	昭和44年4月 当社設立とともに代表取締役社長 (現任)	2,451,300株
2	おお たに あき ひろ 大谷 明 広 (昭和39年11月13日生)	平成14年10月 当社入社 平成19年5月 技術営業部長 平成19年7月 取締役・技術営業部長 平成20年5月 取締役・営業ユニット長 平成22年7月 取締役・技術営業部長 兼 顧客支援部長 平成24年11月 取締役 平成25年1月 常務取締役（現任）	9,100株
3	み ふね けん いち 御船 健 一 (昭和29年8月20日生)	昭和53年4月 当社入社 平成2年5月 技術開発部長 平成2年6月 取締役・技術開発部長 平成13年5月 常務取締役 平成14年7月 専務取締役 平成17年7月 専務取締役・技術営業部長 平成18年7月 取締役・技術営業部長 平成18年8月 取締役・顧客支援副部長 平成19年7月 取締役・顧客支援部長 平成20年5月 取締役・電子カルテ・オーダユニット長兼医事ユニット長 平成21年5月 取締役・電子カルテ・オーダユニット担当兼医事ユニット長 平成21年7月 取締役・医事ユニット長兼看護ユニット長 平成22年7月 取締役・技術開発部長 平成24年11月 取締役・技術開発部長 兼 新規開発室長（現任）	32,100株
4	い とう じゅんいちろう 伊藤 純一郎 (昭和43年8月5日生)	平成20年11月 当社入社 平成22年5月 経営管理ユニット長 平成22年7月 経営管理部長 平成24年1月 取締役・経営管理部長 平成24年11月 取締役・経営管理部長 兼 人財部長（現任）	7,400株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 大都城郁氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
なかむらあつと 中村篤人 (昭和36年1月10日生)	昭和58年4月 システム技研株式会社入社 平成5年3月 小林記録紙株式会社入社 平成25年12月 当社常勤顧問(現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 中村篤人氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とする理由について

中村篤人氏につきましては、長年にわたる医療業界に関する専門的な知識と豊富な経験を当社の管理体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

中村篤人氏は、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、医療業界に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる」旨を定めております。これにより、中村篤人氏の選任が承認された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

平成25年1月25日開催の第44回定時株主総会において補欠監査役に選任された松尾吉洋氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
まつ お よし ひろ 松 尾 吉 洋 (昭和47年2月17日生)	平成12年10月 大阪弁護士会弁護士登録(現任)	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 補欠監査役候補者松尾吉洋氏は、社外監査役候補者であります。

3. 補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

松尾吉洋氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、社外監査役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

松尾吉洋氏は、直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

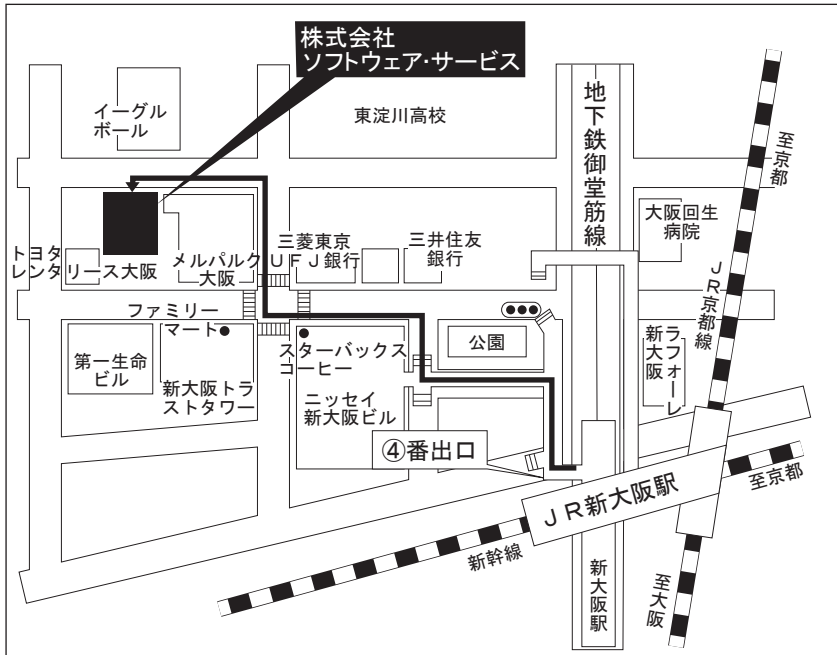
(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は定款において、「会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる」旨を定めております。これにより、松尾吉洋氏が監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市淀川区宮原四丁目 2 番30号
当社本社ビル 2 階
T E L (06) 6350-7222



< J R 新大阪駅をご利用の場合 >

改札を出て、北口のエスカレーターを降り、地下鉄御堂筋線連絡口を直進し、地下鉄御堂筋線新大阪駅の④番出口より順路に沿ってお越しください。

< 地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合 >

地下鉄ホームのAまたはB階段を降り、④番出口より順路に沿ってお越しください。

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承の程お願い申し上げます。